

## 第4章 施策の展開



# 基本目標 1 : 多様な福祉課題に対する連携した取組の推進

## 1. 福祉教育の推進

### ▶三種町と三種町社会福祉協議会の取組

#### ○地域における福祉教育の推進

|      |             |
|------|-------------|
| 担当課等 | 福祉課／社会福祉協議会 |
|------|-------------|

##### [事業内容]

地域の福祉課題を学び、地域福祉活動への関心・意欲を高めるための講座や研修会等を実施し、差別や偏見のない地域づくり、心のバリアフリーを推進する地域福祉活動の担い手育成や活性化に取り組んでいます。

##### [今後の方向性] 継続

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、地域の福祉教育ニーズが高まっています。感染予防に努めながら、地域福祉の主体を形成する福祉教育活動を推進していきます。住民一人ひとりが地域の一員であることを自覚し、支え合いの地域活動に参画するため、地域福祉について学ぶ機会を提供します。

#### ○学校教育における福祉教育の推進

|      |               |
|------|---------------|
| 担当課等 | 教育委員会／社会福祉協議会 |
|------|---------------|

##### [事業内容]

福祉教育を通じて、相手を思いやり、支え合うことの大切さ、そして命の大切さを知るとともに、身近な地域への愛着や、地域福祉に関する理解を深めます。社会福祉協議会、学校、福祉事業関係者が連携して、体験活動も取り入れ福祉教育の充実に取り組みます。

##### [今後の方向性] 継続

以前は高齢者・障がい者疑似体験が主流でしたが、近年は当事者や地域住民との交流や防災教育、SDGs など多岐にわたり充実しています。福祉に関する知識の習得や多様な存在を知るため、参加や交流も取り入れた福祉教育の充実に取り組みます。

## 2. 健康づくりへの支援

### ▶三種町の取組

#### ○心身の健康づくり、健康寿命の延伸

|      |           |
|------|-----------|
| 担当課等 | 福祉課／健康推進課 |
|------|-----------|

##### [事業内容]

食育、運動、口腔機能の維持、過度の飲酒・喫煙の改善等、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、健康管理に対する住民の主体的な実践を促します。

クアオルトによる心身の健康づくりを推進するため、関係団体とも連携して実践者の拡大と普及に取り組めます。

高齢者自身が社会参加・社会貢献を通じて地域を支える担い手になっていただくとともに、自身の介護予防、健康寿命の延伸につなげていただくため、サロン活動の強化・拡大に取り組めます。

##### [今後の方向性] 継続

健康で過ごせる期間をなるべく長く保てるよう、個人の取組だけでなく地域での活動により、年齢を問わず健康づくりに取り組む必要があります。各種健診の受診率の向上を図るとともに健診結果に基づく保健指導により生活習慣病の発症及び重症化予防を図ります。地域で開催されるサロン等の集まりにおいて、参加者の固定化や男性の参加が少ない傾向にあるため、健康づくり講座の開催や地域住民主体の取組を通じて、健康づくりと交流の機会を作るとともに、その取組を支援します。

## 3. 生活環境の向上

### ▶三種町の取組

#### ○公共施設等のバリアフリー化の推進

|      |    |
|------|----|
| 担当課等 | 全庁 |
|------|----|

##### 【事業内容】

公共施設の新設・改修等を行う際に、段差解消や手すり、オストメイト対応の多目的トイレ等の設備を設置していくよう、全庁連携して取り組みます。また、民間事業者に対しても、高齢者や障がい者等に配慮した施設整備が促進されるよう普及啓発活動に努めます。

##### 【今後の方向性】 継続

公共施設だけでなく、地域の資源である地区公民館や集会施設など、身近な施設のバリアフリー化も必要であるため、障がいを持った人や、身体機能が低下した人でも、住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、施設のバリアフリー化を推進します。

#### ○暮らしやすい住まいの整備支援

|      |         |
|------|---------|
| 担当課等 | 福祉課／建設課 |
|------|---------|

##### 【事業内容】

介護保険サービスの住宅改修費の給付や住宅リフォーム助成事業等により、高齢者や障がい者の居宅におけるバリアフリー化を推進します。

##### 【今後の方向性】 継続

費用の面から、住宅改修を実施できない場合もあるため、助成制度等の活用により、高齢者や障がい者の居宅におけるバリアフリー化を推進します。

#### ○移動の利便性の向上

|      |           |
|------|-----------|
| 担当課等 | 福祉課／企画政策課 |
|------|-----------|

##### 【事業内容】

「ふれあいバス・巡回バス」と秋北バスやJRとの接続により、日常生活に必要な移動手段の確保を図ります。歩行困難な高齢者、心身に障がいを持つ方の通院支援等を目的としたリフト付車両による「外出支援サービス」を継続し、在宅福祉の増進を図ります。

##### 【今後の方向性】 継続

気軽に送迎を頼める人が身近にいなかったり、民間のバス路線が廃止になるなど、外出に不便を感じている高齢者等は増加しています。移動が困難な高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、使いやすく安全な移動手段の確保に努めます。

#### ○住み慣れた地域で暮らし続けるための生活支援

|      |           |
|------|-----------|
| 担当課等 | 福祉課／企画政策課 |
|------|-----------|

##### 【事業内容】

自力での除排雪が困難な高齢者世帯、障がい者世帯等を対象とした「除排雪支援事業」を継続するとともに、日常生活に関連した課題解決を目的として、住民同士が協力し自主的に取り組む活動を支援します。

##### 【今後の方向性】 改善

誰もが安心して住み続けられる地域づくりのため、「除排雪支援事業」を継続するとともに、住民の方々が主体となって実施する「住民共助による地域づくり活動」への取組を推進します。

## 4. 防犯・防災対策

### ▶三種町の取組

#### ○地域防犯体制の強化

|      |       |
|------|-------|
| 担当課等 | 町民生活課 |
|------|-------|

##### [事業内容]

高齢者を狙った悪質商法・消費者トラブルや子どもを巻き込む凶悪犯罪等を防ぐため、啓発・相談事業に努めるとともに、地域や関係機関と協力し、住民が自主的に行う防犯活動を支援します。

##### [今後の方向性] 継続

特殊詐欺の増加など、消費者被害の防止に関する取組が求められており、特殊詐欺被害等に遭わないよう、啓発・相談事業に努めるとともに、地域や関係機関と協力し、住民が自主的に行う防犯活動を支援します。

#### ○避難行動要支援者名簿の整備

|      |     |
|------|-----|
| 担当課等 | 福祉課 |
|------|-----|

##### [事業内容]

災害時の円滑かつ迅速な避難支援のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の重要性を住民に啓発し、本人の同意と地域の理解を得ながら整備に努めます。

##### [今後の方向性] 改善

令和5年度から避難行動要支援者名簿等の全面的な見直しに取り組んでいますが、書類未提出の方が多い状況となっているため、民生児童委員や社会福祉協議会と連携・協力しながら、引き続き避難行動要支援者名簿や個別避難計画の整備に努めます。

#### ○災害に備えた支え合い体制の整備

|      |     |
|------|-----|
| 担当課等 | 福祉課 |
|------|-----|

##### [事業内容]

災害は、地域のあらゆる人にとっての課題であることから、平常時から、より多くの住民の地域活動への参加を促しながら日常のつながりを強化し、災害にも強い地域づくりを目指します。

##### [今後の方向性] 改善

日常と災害を切り離さずとらえる視点を持ち、地域での福祉活動を促すため、住民の地域活動への参加促進により、住民共助の町づくりを推進します。

#### ○福祉避難所の確保等

|      |     |
|------|-----|
| 担当課等 | 福祉課 |
|------|-----|

##### [事業内容]

災害時において、福祉避難所の速やかな開設及び運営を行うことができるよう、設置協定を締結した社会福祉施設等との間で情報交換や事前協議を図ります。

##### [今後の方向性] 改善

福祉避難所での支援の内容・方法、費用負担等について明確にする必要があるため、福祉避難所の施設管理者等と物資や器材の備蓄等について、定期的に協議する場を設けます。

## 5. 困難な状況にある人への支援

### ▶三種町の取組

#### ○虐待・DVから守るための支援

|      |           |
|------|-----------|
| 担当課等 | 福祉課／健康推進課 |
|------|-----------|

##### [事業内容]

子ども、障がい者、高齢者等への虐待や差別、DV等の防止のため、様々な機会において、住民に対し相談先や通報先の周知を図ります。また虐待の早期発見、早期対応を図るため、三種町要保護児童対策地域協議会等の関係機関のネットワークや、民生児童委員をはじめとする地域内の見守り活動との連携強化を図ります。

##### [今後の方向性] 継続

今後も様々な媒体を活用して虐待・DV防止に関する広報・啓発活動を進めます。  
虐待・DVの多くは外部からの発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく被害も深刻化するおそれがあり、被害者を早期に発見し、必要な情報提供等がなされることが、被害の深刻化を防ぐ上でも重要となります。  
配偶者に対する暴力と関連の深い児童虐待について、早期発見のネットワークづくりとともに、未然に防ぐための取組を進めます。

#### ○自殺防止対策の推進

|      |           |
|------|-----------|
| 担当課等 | 福祉課／健康推進課 |
|------|-----------|

##### [事業内容]

自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務等、生活上の悩みや、病苦等、健康的要因に関する悩みの相談会を開催するなど、多様な相談窓口を通じて心のケアを図ります。また、交流サロンの活動支援、ひきこもりが懸念される高齢者等への訪問等、悩みの軽減や孤独・孤立を未然に防ぐ地域を目指すとともに、広報やイベントの開催等を通じて、命の大切さや自殺予防に関する普及啓発を行います。

##### [今後の方向性] 継続

自殺は多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであり、精神保健的観点のみならず、その実態に即した取組が必要となります。そのため行政、医療機関、事業主、学校、民間団体等の密接な連携が必要です。  
問題を抱えている人と関わる様々な接点において、様々な関係者がそれぞれの立場から、相手のことを気遣い、支え合い、必要に応じて他の専門機関等と連携をとりながら、地域全体で「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて取り組んでいきます。

### ▶三種町と三種町社会福祉協議会の取組

#### ○生活困窮からの自立支援

|      |             |
|------|-------------|
| 担当課等 | 福祉課／社会福祉協議会 |
|------|-------------|

##### [事業内容]

生活困窮世帯の早期把握と自立に向けた伴走型支援に努めます。また、自立相談支援機関（県）へ適切につなげるよう取り組みます。また、子どもたちの居場所づくりや貧困の連鎖を断ち切るための取組みを関係機関と連携して推進していきます。

##### [今後の方向性] 改善

経済的に自立した後であっても、余裕がないために日常生活不安定に陥りやすい世帯もあるため、継続した見守りを行う必要があり、生活困窮者の尊厳を守り、その意思を尊重しながら、地域社会の中で生活を立て直し、少しずつ自立していけるよう横断的な支援を実施していきます。

## 6. 制度の狭間の課題への対応

### ▶三種町と三種町社会福祉協議会の取組

#### ○制度の狭間の問題への対応

|      |             |
|------|-------------|
| 担当課等 | 福祉課／社会福祉協議会 |
|------|-------------|

##### [事業内容]

引きこもりや孤立している人など、個々の状態に応じた包括的な相談支援を行い、見守り活動から漏れることのないようにするとともに、地域生活課題に対応した施策の開発を検討していきます。

再犯防止の取組みとして、社会を明るくする運動による広報活動への支援や包括的な相談支援体制の中で出所者の生活課題への対応に努めます。

##### [今後の方向性] 継続

介入困難事例であっても、継続的な状況把握に努めていますが、支援者の個人経験の普遍化が課題となっているため、支援困難事例へのアプローチ方法の共有化を図り、地域の支援者のスキルアップを図る必要があります。

複合的な課題や制度の狭間の問題を抱える世帯など社会的に孤立しがちな人たちに必要な支援を届けるため、地域住民と専門職、そして多様な主体が連携・協働して取り組むための土壌と仕組みづくりを進めます。

## 基本目標 2 : 地域における福祉サービスの適切な利用の推進

### ▶三種町と三種町社会福祉協議会の取組

#### ○地域生活課題の把握等

|      |             |
|------|-------------|
| 担当課等 | 福祉課／社会福祉協議会 |
|------|-------------|

##### [事業内容]

地域ケア会議など専門職や地域関係者が参加する会議、民生児童委員との情報交換等を通じて地域生活課題の把握に努め、必要となるサービスの創出や既存サービスの改善に取り組みます。

##### [今後の方向性] 継続

公的サービスに馴染まない日常生活上の困り事を地域での活動や会議の場を利用して吸い上げる仕組みが今後も必要であり、地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握に努め、必要な支援を行います。

#### ○総合的な相談支援体制の構築

|      |             |
|------|-------------|
| 担当課等 | 福祉課／社会福祉協議会 |
|------|-------------|

##### [事業内容]

複合的な生活課題を抱える人からの相談を包括的に受け止め、適切なサービス提供につなげられるよう、福祉課や地域包括支援センター、社会福祉協議会の総合相談支援窓口（ふれあいあんしんセンター）において、相談機能の強化を図るとともに各種相談窓口が連携して対応する総合的な相談支援体制を構築します。

##### [今後の方向性] 改善

身近な相談窓口が広く周知されていないことから情報周知の強化を図るとともに、相談件数自体は増加傾向で推移しているため、相談ごとの解決を図るため関係部署間でつないでいく体制づくりを推進します。

また認知機能の低下に伴う生活不安の相談が多く、関係機関の連携による支援体制構築を図っていきます。

## ▶三種町の取組

### ○対象者の特性に配慮した情報提供や利用手続の改善

|      |     |
|------|-----|
| 担当課等 | 福祉課 |
|------|-----|

#### [事業内容]

福祉サービスの利用に関し、高齢者や障がい者等が情報弱者にならないよう、広報みたねやチラシ等の他、様々な手段による情報発信を実施します。

民生児童委員や障害者相談員等を通じて、必要な人に直接情報が提供されるよう取り組むとともに、福祉サービスの申請手続の簡素化や決定までの迅速化、申請場所等に配慮します。

#### [今後の方向性] 継続

広報やチラシなどの既存の手段では福祉サービス等の情報が十分周知されていない可能性があるため、高齢者や障がい者、生活困窮者等が福祉サービスに関する情報を適切に得られるよう、様々な手段による情報発信を実施します。

## ▶三種町社会福祉協議会の取組

### ○権利擁護に関する制度周知と利用促進

|      |         |
|------|---------|
| 担当課等 | 社会福祉協議会 |
|------|---------|

#### [事業内容]

成年後見制度について周知を図るとともに、家庭裁判所や弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職団体の協力も得ながら、制度を必要とする人に対する相談・利用支援の体制を充実させます。

日常生活自立支援事業の普及に努めるとともに、相談支援活動や事務管理体制の強化を通じて、利用者等の安心感を高める取組みを推進します。

#### [今後の方向性] 継続

日常生活自立支援事業は町内の施設等の9割以上に利用者の在籍歴があり、制度の認知度は高いと思われます。一方、制度の一部である金銭管理のみが優先され、本人の意思確認の重要性が浸透していないと思われるため、権利擁護支援を担う福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の関係者が連携・協力し、制度利用者の状況に応じた適切な支援につなげられるように、地域連携を進めるネットワークの強化を図ります。

### ○コミュニティソーシャルワークの強化

|      |         |
|------|---------|
| 担当課等 | 社会福祉協議会 |
|------|---------|

#### [事業内容]

社会福祉協議会において、福祉圏域（中学校区）ごとに個別支援、地域支援のためのコミュニティソーシャルワーカーを配置し、より適切なサービスを提供できるよう、支援を必要とする人の自宅等に出向き（アウトリーチ）、相談やサービスに関する情報提供を行うなど、支援の取組みを強化します。

#### [今後の方向性] 継続

身寄りのない方に関する相談が増えています。

少子高齢化、過疎化、家族形態の変化などから今後も相談は複雑多様化していくと思われませんが、これまで通り自宅への訪問などのアウトリーチを通じて継続的に寄り添い、必要な支援へ結びつけます。

## 基本目標 3

# 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に向けた支援

### ▶三種町の取組

#### ○サービス事業者等の交流・研修等の支援

|      |     |
|------|-----|
| 担当課等 | 福祉課 |
|------|-----|

##### [事業内容]

サービス事業者等の交流や研修を通じて、スタッフの能力向上や提供しているサービスの改善、新たなサービスの創出の支援を行います。

##### [今後の方向性] 継続

それぞれの事業者が業務多忙等により、事業者間の日程調整が難しい部分もありますが、福祉サービス事業者等が職種や支援分野など様々な垣根を越えて交流し、共に学び、共に高めあうことを支援します。

## 基本目標 4

# 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

### ▶三種町と三種町社会福祉協議会の取組

#### ○住民への福祉情報の提供

|      |             |
|------|-------------|
| 担当課等 | 福祉課／社会福祉協議会 |
|------|-------------|

##### [事業内容]

住民参加による福祉のまちづくりを推進するため、本計画の内容や地域福祉活動に資する資料を町及び社会福祉協議会ホームページ等を活用して積極的に公表するよう努めます。また地域生活課題を住民間で共有し、住民の主体的な取組みを推進すること等を目的に、様々な会議体や研修等の機会を利用して情報提供に努めます。

##### [今後の方向性] 改善

住民へ適切かつ理解しやすい形で情報を届けられるよう、情報発信・情報提供の充実を図ります。またインターネットを活用してタイムリーな福祉情報の発信に努めるとともに、申込みなど必要な手続きを一貫して行える仕組の構築を目指します。一方通行の情報提供ではなく、双方向的に意思疎通・情報共有できる仕組の運用を検討します。

#### ○地域福祉のリーダーとなる人材の発掘・育成

|      |             |
|------|-------------|
| 担当課等 | 福祉課／社会福祉協議会 |
|------|-------------|

##### [事業内容]

地域福祉を円滑に進めていくため、地域福祉活動をけん引できるリーダーとなる人材の発掘・育成を推進します。また、地域の福祉課題の理解や活動のノウハウ習得等を目的としたリーダー研修の実施に取り組みます。

##### [今後の方向性] 改善

地域福祉のリーダーとなる人材の育成計画や研修計画が必要であるため、具体的な研修プログラムの策定と認定制度の仕組みの導入について検討します。

## ○民生児童委員の活動支援

担当課等

福祉課／社会福祉協議会

### 【事業内容】

民生児童委員とのネットワーク会議を開催し、見守り活動等を行いやすくするための情報提供を行います。また、必要に応じて町・社会福祉協議会職員が同行訪問を実施するなど活動支援を行います。地域福祉推進の重要な担い手であることから、その役割や活動内容について、住民への周知を図ります。

### 【今後の方向性】 継続

効果は非常に高いものの民生児童委員の活動が見えにくいいため、民生児童委員の活動を周知し、町全体で取組を評価していく必要があると思われます。民生児童委員や社会福祉協議会、町などが連携して住民の困りごとや地域の生活課題を把握し、解決を試みるネットワークを強化します。

## ○ボランティア、NPO等の連携・活動支援

担当課等

福祉課／社会福祉協議会

### 【事業内容】

ボランティアやNPO等が活動しやすい環境を整備するとともに、組織化の支援を行います。また、地域の福祉ニーズとボランティア、NPO等の活動のマッチングの仕組みを構築します。

### 【今後の方向性】 改善

ボランティアの発掘、災害ボランティアとして活動を希望する団体を事前登録できる仕組みを実務レベルで機能させることなどが課題となっています。今後はボランティア養成のプログラムを企画・実施するとともに、ボランティア活動支援に携わる職員の資質向上及びスキルアップのための研修等に取り組みます。

## 基本目標 5 : 包括的な支援体制の整備

### ▶三種町の取組

## ○福祉・保健・医療等の総合的な情報提供の推進

担当課等

福祉課

### 【事業内容】

福祉・保健・医療等に関する情報を集約・体系化して、住民が有効に活用しやすいようにホームページ等を通じた情報発信を行います。また、インターネット環境がない人が情報を入手できるよう、パンフレット・チラシ等様々な情報発信を行います。どういう困りごととはどこへ相談したらいいのか、相談窓口を明確にし、わかりやすいように住民に周知します。

### 【今後の方向性】 改善

ホームページを調べ下して相談する方が増えていますが、情報を誤解している場合もあります。身近な知人や民生委員を経て相談に至る方も多いため、地域の支援者への情報周知・啓発が重要と考えます。誤解を受けやすい情報については、「よくある事例」や「Q & A」の情報を掲載するなどして相談者の誤解の解消に努めます。

## ▶三種町と三種町社会福祉協議会の取組

### ○福祉・保健・医療等の連携によるケアシステムの推進

|      |             |
|------|-------------|
| 担当課等 | 福祉課／社会福祉協議会 |
|------|-------------|

#### [事業内容]

福祉・保健・医療等の専門職による切れ目のない支援と住民主体の様々な担い手との連携により、全世代型の地域包括ケアシステムの構築を図ります。地域課題の把握と自立支援を実現するための資源の開発や調整等を、生活支援コーディネーターとコミュニティソーシャルワーカーが中心となって担う体制を整備するとともに、多職種の専門職による地域ケア会議等において、自立支援を目的とした個別課題の解決に取り組みます。

#### [今後の方向性] 継続

これまでに社会資源の把握に努め、その結果を情報冊子としてまとめることや、生活支援体制整備事業、自立支援型地域ケア会議及び地域ケア会議など様々なケアシステム間の連携・協働を行うことができています。今後も地域における福祉・保健・医療サービスを総合的に整備し、地域住民に提供するため、多様な職種や機関と連携協働し、地域包括支援ネットワークの構築を進めます。

### ○見守りネットワーク活動の推進

|      |             |
|------|-------------|
| 担当課等 | 福祉課／社会福祉協議会 |
|------|-------------|

#### [事業内容]

地域住民と行政とのパイプ役である民生児童委員を中心に自治会とも連携を図り、支援を必要とする世帯の見守り活動を推進していきます。また、世帯内での孤立等、見守りを必要とする対象の拡大について、個人情報に配慮しながら検討していきます。住民に対しては、見守りの必要性について啓発を行うとともに、通報体制の周知を図ります。

#### [今後の方向性] 継続

見守りネットワーク活動の体制を整え、住民主体で地域生活課題に取り組めるような仕組みづくりが今後も必要であり、組織・団体間及び団体内の情報共有を図る仕組みづくりや、他機関連携の手法について検討します。また地域住民と行政とのパイプ役である民生児童委員を中心に自治会とも連携を図り、支援を必要とする世帯の見守り活動を推進していきます。

### ○小地域支え合い活動の推進

|      |             |
|------|-------------|
| 担当課等 | 福祉課／社会福祉協議会 |
|------|-------------|

#### [事業内容]

地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みる支え合い活動を推進するため、活動の立ち上げ、運営の支援を行います。住民同士の支え合いの仕組みとして、各地区で取り組まれているサロン活動の活性化・拡大に取り組みます。

#### [今後の方向性] 継続

サロン運営は誰かに依存するのではなく、みんなで役割分担できるシステムとなるよう、関係機関で連携して働きかけていくとともに、住民一人ひとりが様々な活動を通じて交流し、つながりを広げられるよう、地域での活動の活性化を図ります。

## 関連計画 1 : 成年後見制度利用促進計画

### (1) 計画策定の趣旨・目的

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守り、生活や財産を法律的に支援する制度です。

認知症高齢者の増加等に伴い、認知症高齢者及び障がいのある人の意思決定支援の重要性が高まる中、判断能力が十分でなくても、人としての尊厳が損なわれることなく、その人らしく暮らし続けていくことを支援する成年後見制度は重要な役割を果たすものと考えられます。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況といえます。

こうした中、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」では、市町村は、国の定める「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

これらを踏まえ、支援が必要な人を適切に成年後見制度へつなぎ、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、「三種町成年後見制度利用促進計画」を策定するものです。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項に基づく本町の成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画です。

また、住民や行政、社会福祉協議会、地域の様々な活動主体が共に連携・協働しながら、地域の福祉課題等を解決するための地域福祉の基本的な方向性と方策を示す計画である「第 4 期三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画」との整合性を図り、連携した取組を進めます。

### (3) 計画の期間

「第 4 期三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画」と合わせ、令和 7 ～ 11 年度までの 5 年間の計画期間とします。

## (4) 成年後見制度利用促進に向けた施策の展開

### <成年後見制度の概要>

#### ① 成年後見制度を利用する人

判断能力が不十分で、ひとりで決めることに不安のある方。  
又は、将来、判断能力が低下したときの不安がある方。

#### ② 制度の種類

成年後見制度には、2つの種類があり、制度を利用する人の状態によって、どちらの制度を利用するかを判断します。

##### 1 任意後見制度

ひとりで決められるうちに、認知症や障がいの場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。自分らしい生き方を自ら決めることができます。

##### 2 法定後見制度

ご本人がひとりで決めることが心配になったとき、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。「補助」「保佐」「後見」の3つの種類（類型）が用意されています。

|                         | 補助                           | 保佐                                         | 後見                           |
|-------------------------|------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------|
| 対象者                     | 重要な手続・契約の中で、ひとりで決めることに心配がある方 | 重要な手続・契約などを、ひとりで決めることが心配な方                 | 多くの手続・契約などを、ひとりで決めることがむずかしい方 |
| 成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為 | 申立てにより裁判所が定める行為              | 借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為 | 原則としてすべての法律行為                |
| 成年後見人等が代理することができる行為     | 申立てにより裁判所が定める行為              | 申立てにより裁判所が定める行為                            | 原則としてすべての法律行為                |

#### ③ 成年後見人等のなり手

成年後見人は、成年後見制度を利用する人の家族や親せきのほか、福祉の専門家や法律の専門家（専門職）などがなります。専門的な勉強をしたあなたの地域の人（市民後見人）や、後見をしてくれる団体（法人後見）などがなることもあります。

##### 1 家族や親せき

##### 2 専門職

弁護士や司法書士、社会福祉士等

##### 3 市民後見人

弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の住民による成年後見人等であり、市区町村等の支援を受けて後見業務を適正に担います。住民目線で本人に寄り添った、きめ細やかなサポートができる強みがあり、新たな担い手として重要視されています。

##### 4 法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいいます。

権利擁護や福祉・法律の知識や技術を持った法人が、成年後見制度の担い手として活動することは、適切な支援ができるというだけでなく、自らが持つネットワークの知見や情報を活用し、素早い対応ができたり、今まで支援してきた人が何らかの理由で支援できなくなった場合に、すぐに代替わりの人を選んで支援を引き継いでもらえるというメリットがあります。

#### ④優先的に取り組むべき事項

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度を必要とする人が利用しやすくするために、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の推進を優先的に取り組むべき事項として挙げています。

##### 1 町長申立ての実施

町長申立てに関する事務については、迅速に処理できる体制を整備するとともに、虐待案件及び身寄りのない人または身寄りに頼れない人への適切な支援を実施することとされています。

##### 2 成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度利用支援事業は、低所得の高齢者や障がいのある人に対して申立費用や成年後見人に対する報酬を助成するもので、その推進が求められています。

### <制度の利用促進の方向性>

成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、利用者がメリットを実感できるように成年後見制度を総合的かつ計画的に推進します。

また、今後、国から新たな施策や方針が示された場合でも柔軟に対応し、認知症等の高齢者をはじめ、権利行使に不安のある成年者の権利を擁護し、必要なサービスが行き届くよう、社会福祉協議会や関係機関との連絡調整を図りながら、制度の周知と利用促進を図ります。

#### ○主な取組

| 取組                               | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成年後見制度利用支援、権利擁護体制整備の推進（高齢者・障がい者） | 高齢者や障がい者が地域において安心して生活できるよう、権利擁護事業や成年後見人制度の周知を行い、ケースによっては成年後見人の町長申立てを行うなど、専門的見地から継続的な支援を行っています。令和2（2020）年度から社会福祉協議会に中核機関業務を委託しており、引き続き権利擁護事業の推進を図ります。<br>本人や家族、地域包括支援センター、サービス提供事業所等からの相談、連絡、情報提供を受け、関係機関等と連携しながら、支援を必要としている方に迅速かつ適切な支援を行います。 |
| 成年後見人の担い手確保                      | 成年後見制度の利用について、職員や関係者等の資質向上のため、県などが開催する研修会等へ積極的な参加を図り、成年後見人の育成に資する研修参加の促進や周知に努めます。                                                                                                                                                            |
| 地域連携ネットワークの構築                    | 住民の権利擁護の支援のため、地域ケア会議など既存の資源・仕組みを活用し、連携を図りながら地域連携ネットワークの構築に努めます。<br>地域連携ネットワークにおいては、既存の各連携会議での情報共有により、ニーズの把握に努めるとともに、多機関の連携による早期の支援体制を整備し、適切な成年後見制度の利用を促進します。<br>地域連携ネットワークを弁護士等の専門家も含めた協議体として拡大し、法律や福祉の専門的な見地からの課題解決、支援を図ります。                |
| 成年後見制度利用支援事業                     | 認知症や障がいにより判断能力が十分でなく、日常生活の意思決定が難しい方や介護保険サービス等の利用に支障がある方を対象に、制度に対する理解が不十分だったり、身寄りがなく、家族から虐待を受けているなどの事情により、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず申し立てができない場合に、町長が成年後見制度等開始審判申し立てを行い、対象となる方の権利擁護を図ります。                                                          |
| 日常生活自立支援事業の利用促進                  | 判断能力が十分でない、高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などに対し、福祉サービスの利用援助や日常生活上の手続援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりなど社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。                                                                                                                               |

## 関連計画 2 : 再犯防止推進計画

### (1) 計画策定の趣旨・目的

全国の刑法犯検挙人員に占める再犯者率は、平成 18 年時点の 38.8%から平成 30 年には 48.8%に達し、約 12 年で 10%上昇していることから再犯の防止が課題となっています。

このことを踏まえ、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月 14 日に公布・施行され、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明記し施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項が示されたほか、国は再犯防止推進計画を策定し、地方公共団体においても、国の計画を勘案して推進計画を定めるよう努めるものとされました。

本町においても、国の推進計画及び法に基づき、三種町再犯防止推進計画を策定し、犯罪を犯した人が再び罪を犯すことなく自立した生活を送ることができるよう必要な体制整備や関係機関との連携などの取組を進めます。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律 第 8 条第 1 項に基づき、「第 4 期三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

### (3) 計画の期間

「第 4 期三種町地域福祉計画」と合わせ、令和 7 ～ 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。

### (4) 主な取組

犯罪を犯した人の立ち直りを支援し犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を実現するため、秋田県再犯防止推進計画を基本とし、保護司会を始めとする関係機関等と連携しながら、以下の取組を推進します。

| 取組               | 取組内容                                                                                 |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 関係機関等との連携強化・支援   | 国・県の研修や会議に参加し関係機関との連携強化を図ります。また、保護司等の活動に対し協力・支援を実施します。                               |
| 住民に対する広報・啓発活動の推進 | 町のホームページや広報誌を活用した啓発活動を実施することで、再犯防止や更生保護についての理解が深まるよう図ります。                            |
| 就労・住居の確保         | 就労について、生活困窮者自立支援制度を活用した支援のほか職業安定所と連携した相談支援を実施します。また、住居について、町営住宅の募集情報を提供します。          |
| 相談・支援の充実         | 個々のニーズに応じた様々な相談に対応できる体制を整えるとともに、相談内容に応じた各種サービスを提供できるよう、関係機関及び団体と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。 |

